

## 第 1 1 節 ライフライン応急対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 施設設備の被害状況の早期調査 (1) 被害が発生した場合 ⇨ 府に報告 (2) 二次災害が発生するおそれがある場合等 ⇨ 関係機関、付近住民に通報 2 復旧の順位 ⇨ 必要度の高いものを優先 3 関係機関、住民等への広報 ⇨ 被害状況、供給状況、復旧状況、今後の見通し	下水道総務課・下水道工務課・土木管理室・水道部（総務課、営業課、工務課、浄水課）・関西電力(株)・大阪ガス(株)・西日本電信電話(株)

### 第 1 計画の方針

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

### 第 2 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、地震が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

### 第 3 上水道

#### 1 応急措置

市は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、和泉警察署及び付近住民に通報する。

#### 2 応急給水及び復旧

- (1) 給水車、給水タンク等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。
- (3) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

#### 3 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するとともに、広報車等により被災地域住民に対し被害状況、給水状況、復旧の見通し等について広報する。

### 第 4 下水道

#### 1 応急措置

- (1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。

- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、和泉警察署及び付近住民に通報する。

## 2 応急措置及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、市指定排水設備工事業者等の協力により、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

## 3 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するとともに、広報車等により被災地域住民に対し被害状況、復旧の見通し等について広報する。

# 第5 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

## 1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

## 2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

## 3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

# 第6 ガス（大阪ガス株式会社）

ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

# 第7 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）

## 応急措置

西日本電信電話株式会社は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供（西日本電信電話株式会社）、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。